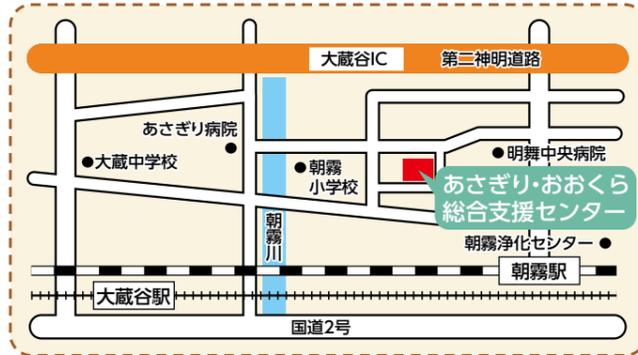
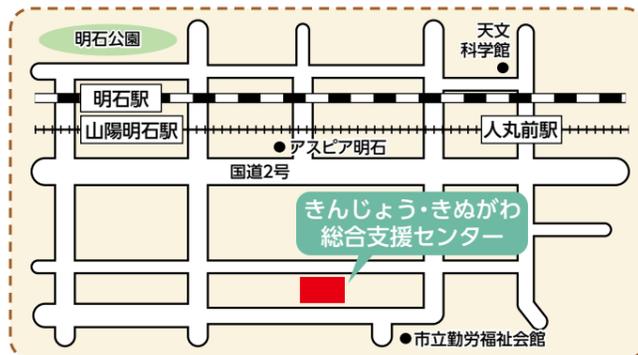


# 高齢者等の生活を総合的に支えます

地域総合支援センターは、高齢者等に関する身近な「相談窓口」です。  
高齢者等が地域で安心した生活を送ることができるように支援します。



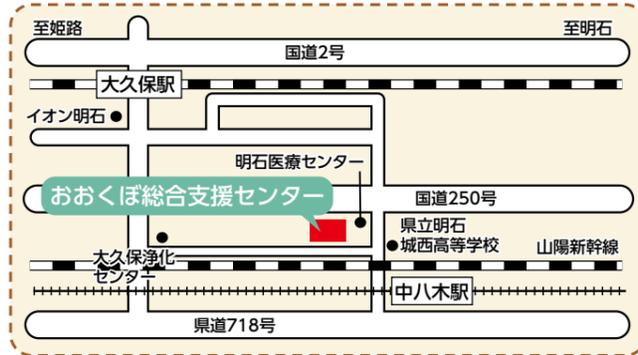
**あさぎり・おおくら総合支援センター**  
明石市松が丘5丁目7番22号  
あさぎり福祉センター内  
☎078-915-0091



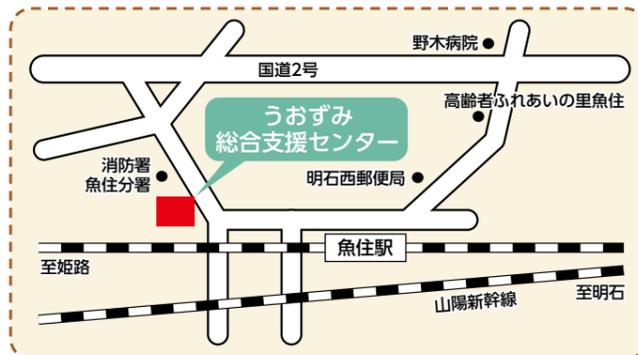
**きんじょう・きぬがわ総合支援センター**  
明石市相生町2丁目5番15号  
明石市役所北庁舎(旧保健センター)1階  
☎078-915-2631



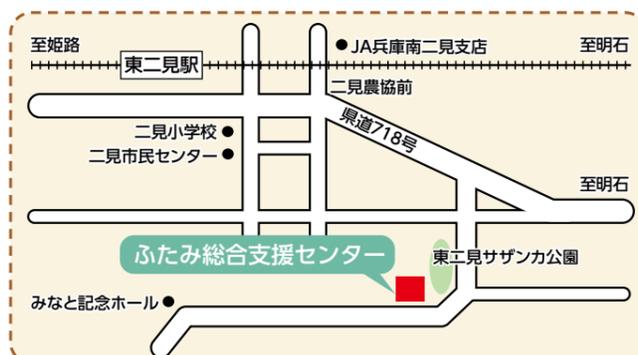
**にしあかし総合支援センター**  
明石市貴崎1丁目5番13号  
総合福祉センター1階  
☎078-924-9113



**おおくぼ総合支援センター**  
明石市大久保町八木743番地の33  
夜間休日応急診療所2階  
☎078-934-8986



**うおずみ総合支援センター**  
明石市魚住町西岡500番地の1  
魚住市民センター2階  
☎078-948-5081



**ふたみ総合支援センター**  
明石市二見町東二見1836番地の1  
ふれあいプラザあかし西1階  
☎078-945-3170

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

# よくわかる 介護保険

わかりやすい利用の手引き



介護保険に関する  
お問い合わせは・・・

明石市 高齢者総合支援室(介護保険担当)  
明石市中崎1丁目5番1号 TEL: 918-5091 FAX: 919-4060

地域支援事業に関する  
お問い合わせは・・・

明石市 地域共生社会室(地域総合支援担当)  
明石市中崎1丁目5番1号 TEL: 918-5289 FAX: 918-5049

# 介護保険は高齢者の暮らしを社会みんなで支えるしくみです

40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とし、介護が必要な方は、費用の一部を負担することでさまざまな介護保険サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、できる限り自立した生活を送れるよう支援します。

本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにさせていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

※今後の制度改正等により、内容の一部が変更になる場合があります。

## ！ 介護保険制度改正のポイント

### 令和3年度

#### 【介護保険サービスの費用・保険料に関する主な変更点】

- 介護保険サービスを利用した際にかかる費用の変更。▶ 15～23ページ
- 特定入所者介護サービス費の支給要件等の変更。▶ 30ページ
- 高額介護サービス費の限度額等の変更。▶ 31ページ

※税制が改正され、給与所得控除と公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられました。

介護保険制度においては、合計所得金額等が調整され、この税制改正による影響で「介護保険サービスの自己負担割合」、「高額介護サービス費」、「特定入所者介護サービス費」、「介護保険料」などについて負担が増えないよう、調整を行っています。

### 令和4年度

#### 【介護保険サービスに関して】

- 排せつ予測支援機器が特定福祉用具購入の対象品目に。(令和4年4月から) ▶ 24ページ

### 介護保険の申請や届け出には、「マイナンバー」が必要です

介護保険の各種申請や届け出には、原則として、マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。窓口では本人確認のため、マイナンバーの確認と身元確認を行います。

#### ◆マイナンバーの確認には次のいずれかが必要

- ・マイナンバー(個人番号)カード
- ・通知カード(住所、氏名等が住民票と一致している)
- ・個人番号が記載された住民票 等

#### ◆身元確認には次のいずれかが必要

- ・マイナンバー(個人番号)カード
- ・運転免許証
- ・パスポート 等の写真つきの身分証明書
- 写真がない身分証明書の場合は2種類が必要。

## もくじ

### 4 しくみと加入者

介護保険のしくみ ..... 4

### 6 介護保険料の決まり方・納め方

社会全体で介護保険を支えています ..... 6

### 10 サービス利用の手順

サービス利用の流れ① ..... 10

要介護認定の流れ ..... 10

サービス利用の流れ② ..... 12

### 14 介護サービス【要介護1～5の方へ】

介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす ..... 14

施設サービスの種類と費用のめやす ..... 18

### 19 介護予防サービス【要支援1・2の方へ】

介護予防サービスの種類と費用のめやす ..... 19

### 22 地域密着型サービス

住み慣れた地域で受けるサービス ..... 22

### 24 福祉用具貸与・購入、住宅改修

生活環境を整えるサービス ..... 24

### 26 地域支援事業(総合事業)

総合事業 自分らしい生活を続けるために ..... 26

### 29 費用の支払い

自己負担限度額と負担の軽減 ..... 29

しくみと加入者 4

介護保険料の決まり方・納め方 6

サービス利用の手順 10

介護サービス 14

介護予防サービス 19

地域密着型サービス 22

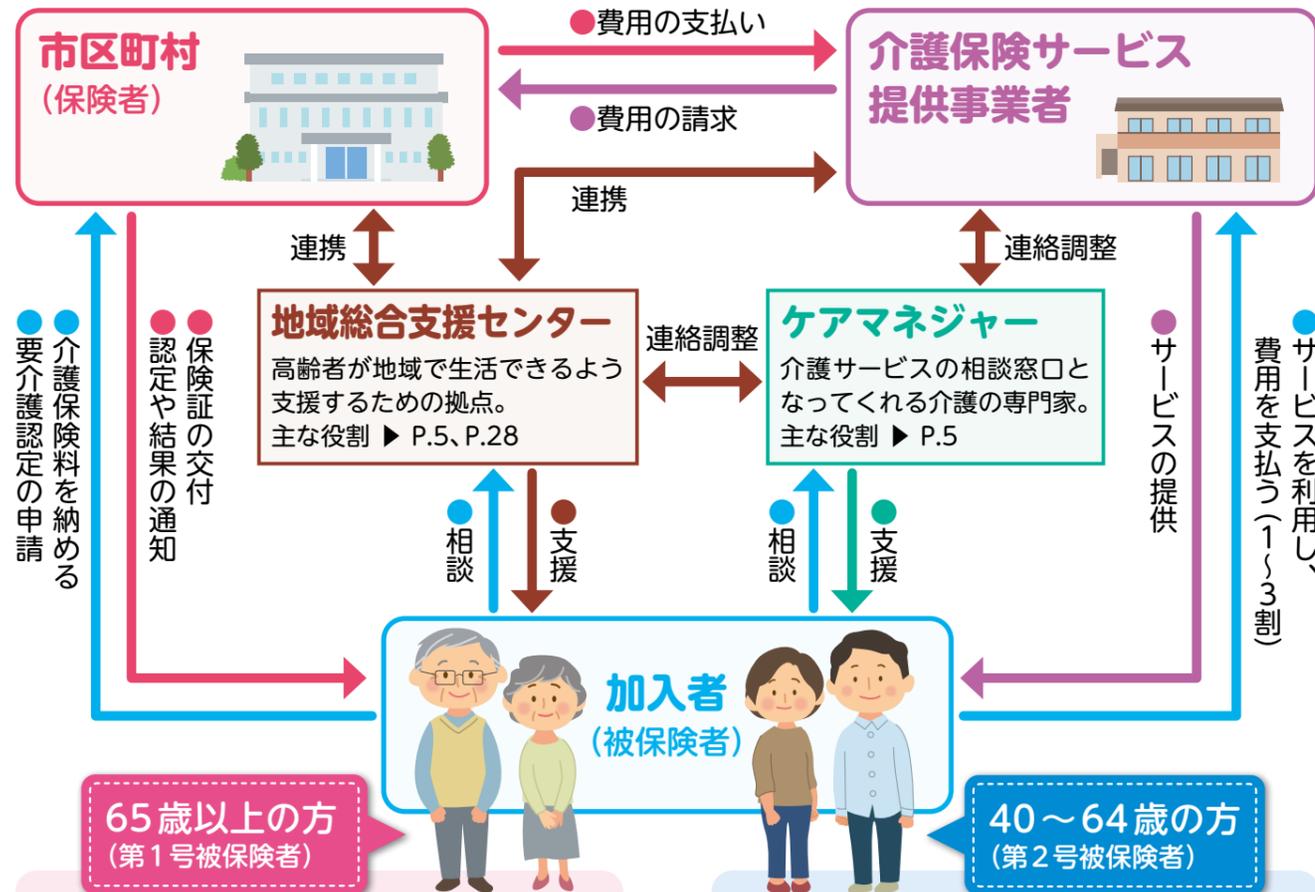
福祉用具貸与・購入、住宅改修 24

地域支援事業(総合事業) 26

費用の支払い 29

# 介護保険のしくみ

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。市区町村が運営し、40歳以上のすべての方が加入して保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部（1～3割）を負担することで介護保険サービスを利用できます。



## 【介護保険を利用できる方】

「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた方。

▶ **要介護認定 10～11ページ**

※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険サービスを利用できます。ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、市区町村へ届け出をお願いします。

## 【介護保険を利用できる方】

介護保険の対象となる病気\*が原因で「要介護認定」を受けた方。交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外です。

※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。特定疾病に該当するか、事前に主治医に確認してください。

- 40～64歳の方が介護保険を利用するとき(特定疾病)
- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
  - 関節リウマチ
  - 筋萎縮性側索硬化症
  - 後縦靭帯骨化症
  - 骨折を伴う骨粗しょう症
  - 初老期における認知症
  - 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
  - 脊髄小脳変性症
  - 脊柱管狭窄症
  - 早老症
  - 多系統萎縮症
  - 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
  - 脳血管疾患
  - 閉塞性動脈硬化症
  - 慢性閉塞性肺疾患
  - 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

## 介護保険証

(介護保険被保険者証)

要介護認定を申請するときや介護保険のサービスを受けるときなどに介護保険証が必要になります。

### ◎ 交付対象者

**【65歳以上の方】**

- 1人に1枚交付されます。
- 65歳になる月までに交付されます。

**【40～64歳の方】**

- 要介護認定を受けた方に交付されます。

### ◎ 必要なとき

- 要介護認定の申請をするとき
- ケアプランを作成するとき
- 介護保険サービスを利用するとき など



## 負担割合証

(介護保険負担割合証)

介護保険サービス等を利用するときの負担割合(1～3割)が記載されています。

### ◎ 交付対象者

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者に交付されます。

### ◎ 必要なとき

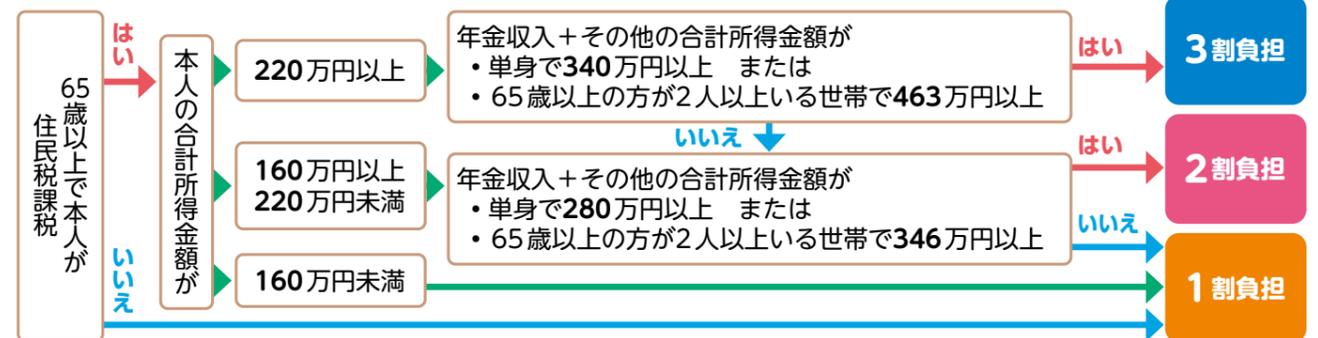
介護保険サービスを利用するとき  
**【有効期限】1年間(8月1日～翌年7月31日)**

**負担割合(1～3割)が記載されます。**

介護保険証、負担割合証はイメージです。市区町村により内容や色が異なります。



## ■ 介護保険サービスの自己負担割合と判定基準



※40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

## 「地域総合支援センター」とは？

地域の高齢者のさまざまな困りごとに対応する総合相談窓口です。

▶ 詳しくは 28 ページ。

## 【主にどんなことをするの？】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

## 「ケアマネジャー」とはどんな人？

介護サービスを利用する方の相談・窓口役です。

## 【ケアマネジャーの役割】

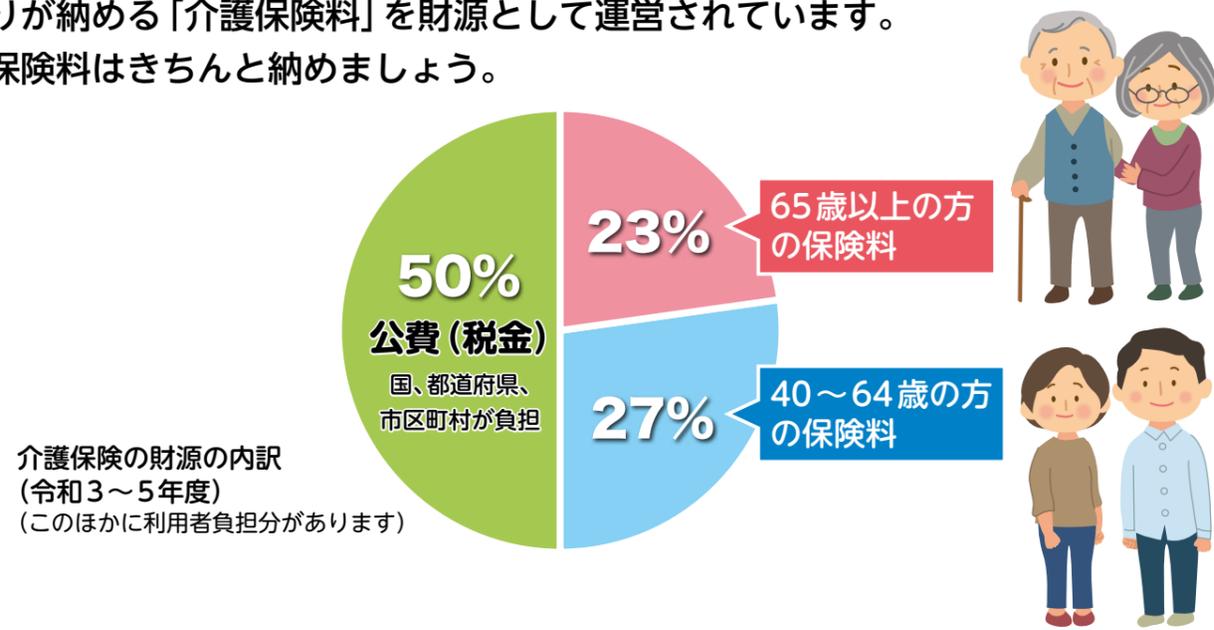
- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。



# 社会全体で介護保険を支えています

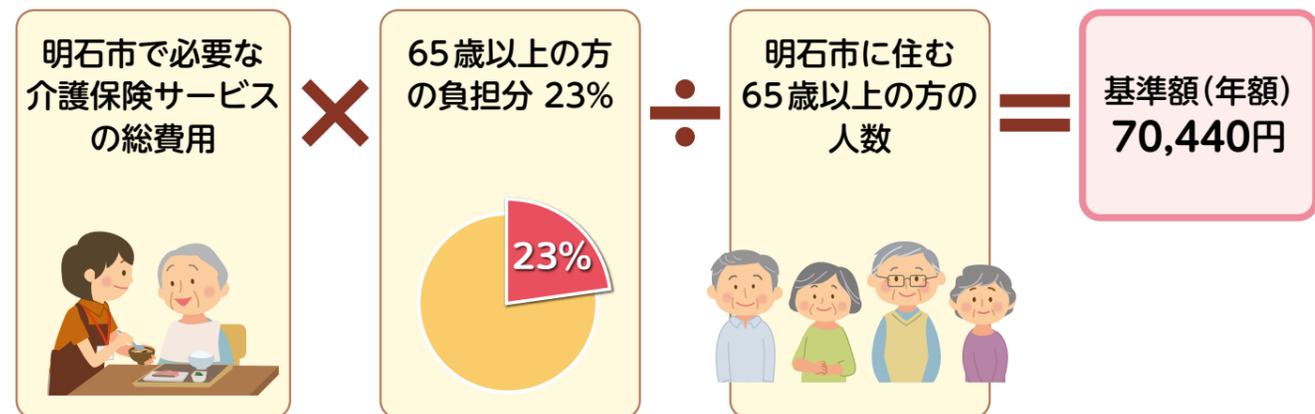
介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。  
介護保険料はきちんと納めましょう。



## ● 65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

### 基準額の決まり方



基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。  
介護保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくなるよう本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

### あなたの介護保険料を確認しましょう

明石市の令和3～5年度の介護保険料の基準額 **70,440円**(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、14段階に分かれます。

### ● 所得段階別介護保険料

所得段階	対象となる方	賦課割合	保険料(年額)	
☆第1段階	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	基準額 × 0.3	21,132円	
☆第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額*の合計が	80万円以下の方	基準額 × 0.5	
80万円超120万円以下の方		35,220円		
☆第3段階	120万円超の方	基準額 × 0.7	49,308円	
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の方	基準額 × 0.85	
第5段階		80万円超の方	基準額 × 月額5,870円	
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が	60万円以下の方	基準額 × 1.05	
第7段階		60万円超120万円未満の方	基準額 × 1.18	
第8段階		120万円以上150万円未満の方	基準額 × 1.22	
第9段階		150万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.28	
第10段階		210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.50	
第11段階		320万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.54	
第12段階		400万円以上600万円未満の方	基準額 × 1.77	
第13段階		600万円以上800万円未満の方	基準額 × 2.00	
第14段階		800万円以上の方	基準額 × 2.10	
				70,440円(基準額)
				73,962円
				83,119円
				85,936円
				90,163円
			105,660円	
			108,477円	
			124,678円	
			140,880円	
			147,924円	

☆第1段階から第3段階の方の保険料は、公費により軽減されています。

※介護保険料算定における合計所得金額について  
土地建物の長期譲渡及び短期譲渡に係る特別控除がある場合、特別控除額を除いた金額を用います。また、非課税の方は、公的年金に係る雑所得を除いた金額を用います。  
なお、平成30年度税制改正(給与所得控除・年金所得控除の10万円引き下げ)により保険料に影響が生じないように、令和3年度より合計所得金額の調整を行なっています。

● 65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。  
納め方は受給している年金\*の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

\*受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額 **18万円未満**の方  
→ **【納付書】** や **【口座振替】** で各自納めます

**普通徴収**

- 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 市区町村から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**口座振替が便利**です。

口座振替が便利ね

**手続き**

- 1 介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
- 2 取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。  
※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。  
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。

年金が年額 **18万円以上**の方 → 年金から **【天引き】** になります

**特別徴収**

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて天引きになります。  
4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め(仮徴収)、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。
- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね1年以内に介護保険料が天引きになります。

本年度

4月 6月 8月 → 10月 12月 2月

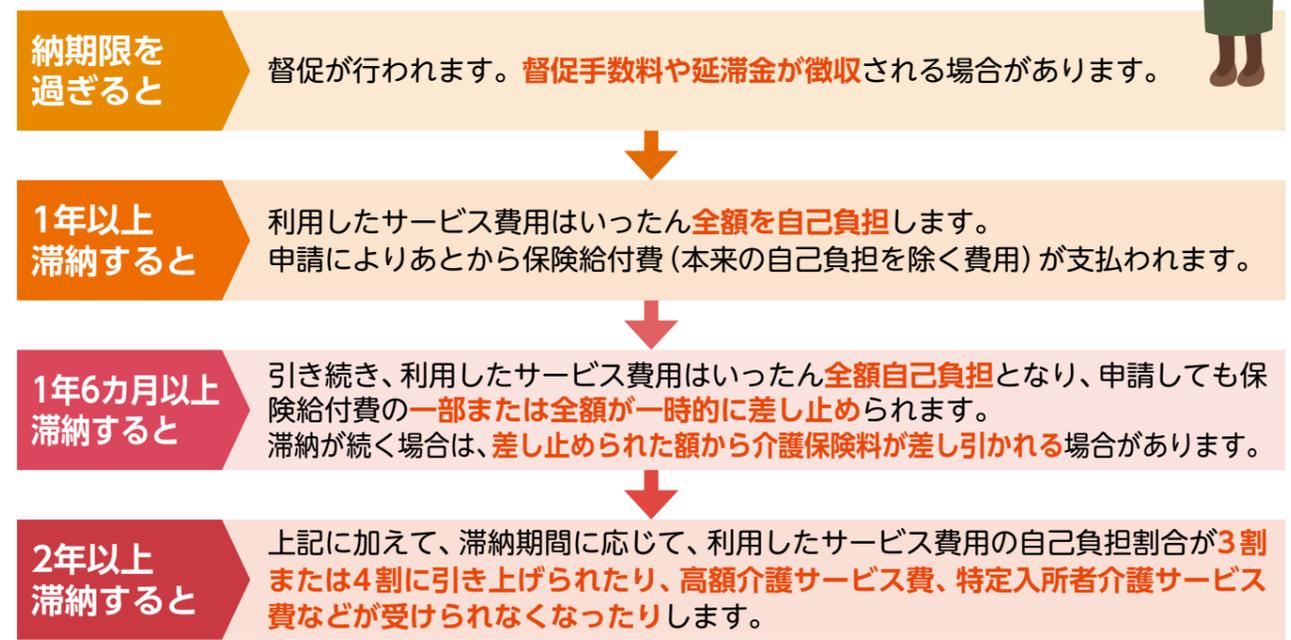
仮徴収                      本徴収

**!** こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

介護保険料を滞納すると?

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。



**納付が難しい場合は** 災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は市区町村の担当窓口にご相談しましょう。減免や猶予が受けられる場合があります。

● 40～64歳の方の介護保険料

40～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

	決まり方	納め方
<p><b>国民健康保険に加入している方</b></p>	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
<p><b>職場の健康保険に加入している方</b></p>	加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40～64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。

# サービス利用の流れ①

介護サービスや介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、要介護認定まずは、明石市高相談しましょう。

介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するを受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。年齢総合支援室(介護保険担当)または地域総合支援センターに



## 1 相談する

明石市高齢者総合支援室(介護保険担当)または地域総合支援センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

・介護サービスが必要  
・住宅改修や福祉用具の購入が必要  
など

・生活に不安があるが  
どんなサービスを利用したらよいか  
わからない  
など



・介護予防に取り組み  
たい  
など

## 2 要介護認定等の申請をする

申請の窓口は明石市高齢者総合支援室(介護保険担当)または、あかし総合窓口、地域総合支援センターです。申請は、本人のほか家族でもできます。

●申請は、居宅介護支援事業者や地域総合支援センター、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。(更新・変更申請を含む)

- ・居宅介護支援事業者
- ・地域総合支援センター
- ・介護保険施設



### 申請に必要なもの

- 申請書  
市役所の窓口においてあります。
- 介護保険証  
40~64歳の方は医療保険の保険証(写し)が必要です。
- マイナンバーと身元確認書類(▶P.2参照)

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地を記入する欄がありますので、確認しておきましょう。また、申請することを主治医にお伝えください。

申請数が多い時期等は、結果通知の送付に30日以上かかる場合があります。その場合は、市からお知らせが届きます。

**A**

要支援1・2の人は、更新時に再度要介護認定を申請するか、基本チェックリスト(詳細は26ページ参照)などで、生活機能が低下しているかどうかを判断します。

※担当ケアマネジャーと相談。



生活機能の低下がみられる

※「介護予防・生活支援サービス事業」の事業対象者

自立した生活が送れる

## 3 要介護等の認定を受ける

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

### 訪問調査

介護調査員が自宅などを訪問し、心身の状態や介護の手間などについて、聞き取る。

### 主治医の意見書

市の依頼により主治医が意見書を作成。

※主治医がいない方は明石市高齢者総合支援室(介護保険担当)にお問い合わせください。

### 要介護度の審査・判定

#### 一次判定

訪問調査結果や、主治医の意見書(一部の項目)をコンピューターに入力し、一次判定を行う。

#### 二次判定

一次判定や主治医の意見書などをもとに、専門家が審査する。



### 要介護度

- 高
- 要介護5
- 要介護4
- 要介護3
- 要介護2
- 要介護1
- 介護が必要な度合い
- 要支援2
- 要支援1
- 低
- 非該当

要介護認定の結果に疑問や納得ができないことがあるときは、まずは明石市高齢者総合支援室(介護保険担当)にご相談ください。そのうえで納得できないときは、3か月以内に兵庫県に設置されている「介護保険審査会」に不服申し立てをすることができます。

## 4 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。

### 介護サービス

自宅を中心に利用する「居宅サービス」(P.14~)や介護保険施設に入所して受ける「施設サービス」(P.18)が利用できます。



### 地域密着サービス、福祉用具貸与・購入、住宅改修

地域の特性に応じたサービス(P.22~)や生活環境を整えるためのサービス(P.24~)が利用できます。

### 介護予防サービス

状態の改善と悪化の予防を目的としたサービス(P.19~)が利用できます。  
※更新時は10ページのAを参照



### 総合事業

#### 介護予防・生活支援サービス事業

「訪問型サービス」「通所型サービス」「再見!生活プログラム」を利用できます。



#### 一般介護予防事業

介護予防を学ぶ講座や地域のグループで運動指導などを利用できます。



※総合事業を利用中でも要介護認定の申請はできます。

# サービス利用の流れ②

ケアプラン(どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書)を作成する際は、どんな生活を送れるようになりたいか、という希望をしっかりと伝えましょう。



要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護連絡します。また、要支援1・2と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業

支援事業者、施設への入所を希望する方は介護保険施設に  
対象者は地域総合支援センターに連絡します。

要介護1～5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい



## 1 ケアマネジャーを選ぶ

明石市高齢者総合支援室(介護保険担当)などが発行する事業者一覧のなかから居宅介護支援事業者(ケアマネジャーを配置しているサービス事業者)を選び、連絡します。

▶ 居宅介護支援P.14



## 2 ケアプラン※1を作成する

担当のケアマネジャーとケアプランを作成します。



## 3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※2します。ケアプランにそって **介護サービス** を利用します。

### 介護サービスの種類

#### 【居宅サービス】

訪問サービス ▶ P.15～16

施設に通う ▶ P.16

短期間施設に泊まる ▶ P.17

施設に入所して利用する ▶ P.17

生活環境を整える ▶ P.24～25

#### 【地域密着型サービス】

訪問サービス ▶ P.22

認知症の方向け ▶ P.22

施設に通う ▶ P.23

通いを中心とした複合サービス ▶ P.23

施設に入所して利用する ▶ P.23



介護保険施設へ入所したい



## 1 介護保険施設を選ぶ

見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



## 2 ケアプラン※1を作成する

入所する施設のケアマネジャーとケアプランを作成します。

## 3 サービスを利用する

ケアプランにそって **施設サービス** を利用します。

### 施設サービス

介護保険施設に入所する ▶ P.18



要支援1・2の方

## 1 地域総合支援センターに連絡する

地域総合支援センターに連絡します。



## 2 介護予防ケアプラン※1を作成する

地域総合支援センターの職員と相談しながら介護予防ケアプランを作成します。

▶ 介護予防支援P.19



## 3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※2します。介護予防ケアプランにそって **介護予防サービス** および **介護予防・生活支援サービス事業** を利用します。

### 介護予防サービスの種類

訪問サービス ▶ P.19～20

施設に通う ▶ P.20

短期間施設に泊まる ▶ P.21

施設に入所して利用する ▶ P.21

生活環境を整える ▶ P.24～25

#### 【地域密着型介護予防サービス】

認知症の方向け ▶ P.22

通いを中心とした複合サービス ▶ P.23

### 介護予防・生活支援サービス事業

訪問サービス ▶ P.27

施設に通う ▶ P.27



事業対象者

## 1 地域総合支援センターに連絡する

地域総合支援センターに連絡します。

## 2 ケアプラン※1を作成する

地域総合支援センターの職員と相談しながらケアプランを作成します。

## 3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※2します。ケアプランにそって **介護予防・生活支援サービス事業** を利用します。

### 介護予防・生活支援サービス事業

訪問サービス ▶ P.27

施設に通う ▶ P.27



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

サービス利用の手順

# 介護サービス（居宅サービス）の種類と費用のめやす

居宅サービスとは、自宅を中心に利用するサービスです。「施設に通う」「短期間施設に入所する」など、さまざまな種類のサービスが用意されています。

これらのサービスのなかから、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

地域密着型サービス について▶ 22・23ページ。

## ケアプランの作成・サービス利用についての相談

### 居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらったりほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

ケアプランの作成および相談は**無料**です。  
(全額を介護保険で負担します)



### ケアプランの作成例(要介護1の方の例)

**要望** 足の筋力を回復し、自分で家事ができるようになりたい

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護		訪問介護			訪問介護	
午後		通所介護			通所リハビリ		

足の筋力回復のための機能訓練を行う。外出することがよい気分転換にも。

家の中で転ばないため、日常動作のリハビリ。

### 納得のいくケアプランのために

ケアプランは生活の設計図。目標の達成につながるサービスを組み込むことが大切です。「担当のケアマネジャーさんにすべてお任せ」ではなく、目標やどんな生活を送りたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。

サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。



自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.5参照)

※自己負担のめやすは標準的な地域のもので、実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。

## 日常生活の手助けを受ける

### 訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

#### 〈身体介護〉

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換 など

#### 〈生活援助〉

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理 など



自己負担(1割)のめやす

身体介護 中心	20分～30分未満	250円
	30分～1時間未満	396円
生活援助 中心	20分～45分未満	183円
	45分以上	225円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助(1回) 99円

### 以下のサービスは、介護保険の対象外です

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 草むしり・花の手入れ
- 来客の応対
- 模様替え
- 洗車 など

※サービスの内容によっては、「介護保険外」のサービスとして受けることができます。希望するときは、ケアマネジャーやサービス提供事業者にご相談しましょう。

## 自宅を訪問してもらう

### 訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回 1,260円

### 訪問リハビリテーション

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回 307円

# 介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす

## お医者さんの指導のもとでの助言・管理

### 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす  
【単一建物居住者1人に行う場合】

医師の場合(月2回まで)	514円
歯科医師の場合(月2回まで)	516円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	565円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円

### 訪問看護

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。



自己負担(1割)のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	398円
	30分～1時間未満	573円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	470円
	30分～1時間未満	821円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

## 施設に通う

### 通所介護【デイサービス】

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす  
【通常規模の施設 / 7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	655円
要介護2	773円
要介護3	896円
要介護4	1,018円
要介護5	1,142円



※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・個別機能訓練 56円/1日
- ・栄養改善 200円/1回
- ・口腔機能向上 150円/1回

など

※食費、日常生活費は別途負担となります。

### 通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

自己負担(1割)のめやす  
【通常規模の施設 / 7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	757円
要介護2	897円
要介護3	1,039円
要介護4	1,206円
要介護5	1,369円



※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・栄養改善 200円/1回
- ・口腔機能向上 150円/1回

など

※食費、日常生活費は別途負担となります。

## 「共生型サービス」について

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。例えば、障害福祉サービス事業所が、共生型サービス事業所の指定を受けることにより、介護保険サービスを提供できるようになり、障害をお持ちの方が65歳以上になっても、引き続き、同じ施設でサービスが受けられます。

【対象サービス】 訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 等

自己負担は1～3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

## 短期間施設に泊まる

### 短期入所生活介護【ショートステイ】

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	596円	596円	696円
要介護2	665円	665円	764円
要介護3	737円	737円	838円
要介護4	806円	806円	908円
要介護5	874円	874円	976円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。  
※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。  
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

### 短期入所療養介護【医療型ショートステイ】

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	752円	827円	833円
要介護2	799円	876円	879円
要介護3	861円	939円	943円
要介護4	914円	991円	997円
要介護5	966円	1,045円	1,049円

居室(部屋のタイプ)について	
従来型個室	リビングスペース(共同生活室)を併設していない個室
多床室	定員2人以上の相部屋
ユニット型個室	リビングスペースを併設している個室
ユニット型個室的多床室	リビングスペースを併設しているが完全な個室ではない部屋

## 施設に入っている方が利用する介護サービス

### 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、包括型(一般型)と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
【包括型(一般型)】

要介護1	538円
要介護2	604円
要介護3	674円
要介護4	738円
要介護5	807円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。  
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

## その他のサービス

- ▶ 地域密着型サービス ..... 22・23ページ
- ▶ 福祉用具貸与・購入、住宅改修 ..... 24・25ページ

# 施設サービスの種類と費用のめやす

介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。

介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。

入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

(従来型個室、多床室、ユニット型個室などの違いについて▶17ページ参照)



## 生活介護が中心の施設

### 介護老人福祉施設

#### 【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	約21,360円	約21,360円	約23,790円
要介護4	約23,400円	約23,400円	約25,860円
要介護5	約25,410円	約25,410円	約27,870円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方です。

## 介護やリハビリが中心の施設

### 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリが受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約21,420円	約23,640円	約23,880円
要介護2	約22,770円	約25,080円	約25,230円
要介護3	約24,630円	約26,940円	約27,090円
要介護4	約26,220円	約28,470円	約28,680円
要介護5	約27,750円	約30,090円	約30,270円

## 医療が中心の施設

### 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などが受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約17,790円	約20,580円	約21,180円
要介護2	約20,550円	約23,430円	約24,030円
要介護3	約26,670円	約29,460円	約30,060円
要介護4	約29,220円	約32,100円	約32,700円
要介護5	約31,560円	約34,380円	約34,980円

## 長期療養の機能を備えた施設

### 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約21,420円	約24,750円	約25,260円
要介護2	約24,720円	約28,020円	約28,530円
要介護3	約31,800円	約35,130円	約35,640円
要介護4	約34,830円	約38,130円	約38,640円
要介護5	約37,530円	約40,860円	約41,370円

※令和6年3月末に廃止が予定されている介護療養型医療施設の転換先と位置付けられています。

# 介護予防サービスの種類と費用のめやす



介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。

できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきとした生活を送れるよう支援します。

地域密着型サービスについて▶22・23ページ。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.5参照)

※自己負担のめやすは標準的な地域のもので、実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。

総合事業の開始にともない、介護予防サービスの「訪問介護」、「通所介護」は、「介護予防・生活支援サービス事業」に移行しました。要支援1・2の方は、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型や通所型のサービスを利用することができます。

## 介護予防ケアプランの作成・サービス利用についての相談

### 介護予防支援

地域総合支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。



介護予防ケアプランの作成および相談は**無料**です。(全額を介護保険で負担します)

## 自宅を訪問してもらう

### 介護予防訪問入浴介護

浴室がない場合や浴室の利用が難しい場合に入浴のお手伝いのサービスを受けられます。



自己負担(1割)のめやす

1回	852円
----	------

### 介護予防訪問リハビリテーション

専門家に訪問してもらい、利用者が自分で行える体操やリハビリなどの指導を受けられます。



自己負担(1割)のめやす

1回	307円
----	------

## 介護予防サービスの種類と費用のめやす

### お医者さんの指導のもとでの助言・管理

#### 介護予防 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす  
【単一建物居住者1人に行う場合】

医師の場合(月2回まで)	514円
歯科医師の場合(月2回まで)	516円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	565円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円

#### 介護予防訪問看護

看護師などに訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを受けます。



自己負担(1割)のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	381円
	30分～1時間未満	552円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	450円
	30分～1時間未満	792円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

### 施設に通う

#### 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを日帰りで受けられます。

##### 基本のサービスに加えて

- 筋力トレーニングなどの機能訓練(運動器機能向上)
  - 食事に関する指導など(栄養改善)
  - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。



1カ月あたりの  
自己負担(1割)のめやす

要支援1	2,053円
要支援2	3,999円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・運動器機能向上 225円/月
- ・栄養改善 200円/月
- ・口腔機能向上 150円/月 など

※食費、日常生活費は別途負担となります。

#### 介護予防が大切なのはなぜ？

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。実際、要介護度が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。

できることはなるべく自分で行い、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができます。



自己負担は1～3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

### 短期間施設に泊まる

#### 介護予防 短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	446円	446円	523円
要支援2	555円	555円	649円

#### 介護予防 短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	577円	610円	621円
要支援2	721円	768円	782円

- ※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
- ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
- ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

### 施設に入っている方が利用する介護サービス

#### 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している方が受けるサービスです。食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。サービスは、包括型(一般型)と外部サービス利用型に区分されます。



1日あたりの  
自己負担(1割)のめやす  
【包括型(一般型)】

要支援1	182円
要支援2	311円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。  
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

#### その他のサービス

- ▶ 地域密着型サービス ..... 22・23ページ
- ▶ 福祉用具貸与・購入、住宅改修 ..... 24・25ページ

# 住み慣れた地域で受けるサービス

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。(サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります)

※基本的には利用者は事業所のある市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行います。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.5参照)

実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。

## 24時間対応の訪問サービス

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などを行うことで、随時対応も受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす  
【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用
要介護1	5,697円	8,312円
要介護2	10,168円	12,985円
要介護3	16,883円	19,821円
要介護4	21,357円	24,434円
要介護5	25,829円	29,601円



※要支援の方は利用できません。

## 夜間の訪問サービス

### 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な訪問で介護を受けられる「定期巡回」、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる「随時対応」のサービスなどがあります。

自己負担(1割)のめやす  
【基本対応の場合】

1カ月	1,025円
-----	--------

※要支援の方は利用できません。



## 認知症の方向けのサービス

### 認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす  
【7～8時間未満利用した場合】

要支援1	859円
要支援2	959円
要介護1	992円
要介護2	1,100円
要介護3	1,208円
要介護4	1,316円
要介護5	1,424円



※食費、日常生活費は別途負担となります。

### 認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護) 【グループホーム】

認知症と診断された方が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす  
【2ユニットの事業所の場合】

要支援2	748円
要介護1	752円
要介護2	787円
要介護3	811円
要介護4	827円
要介護5	844円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。  
※要支援1の方は利用できません。

## 小規模な施設の通所介護サービス

### 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



※食費、日常生活費は別途負担となります。  
※要支援の方は利用できません。

自己負担(1割)のめやす  
【7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	750円
要介護2	887円
要介護3	1,028円
要介護4	1,168円
要介護5	1,308円

## 通い・訪問・泊まりなどを組み合わせた複合的なサービス

### 小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援1	3,438円
要支援2	6,948円
要介護1	10,423円
要介護2	15,318円
要介護3	22,283円
要介護4	24,593円
要介護5	27,117円



※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

### 看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護1	12,438円
要介護2	17,403円
要介護3	24,464円
要介護4	27,747円
要介護5	31,386円



※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。  
※要支援の方は利用できません。

## 地域の小規模な施設に入所して受ける介護サービス

### 地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	722円	722円	803円
要介護4	792円	792円	874円
要介護5	860円	860円	942円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。  
※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

### 地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円



※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。  
※要支援の方は利用できません。

# 生活環境を整えるサービス

## 自立した生活を送るための福祉用具を借りる

### 福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。  
要介護度によって利用できる用具が異なります。



- = 利用できる。
- × = 原則として利用できない。
- ▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援1・2 要介護1	要介護 2・3	要介護 4・5
・手すり(工事をともなわないもの) ・歩行器	○	○	○
・スロープ(工事をともなわないもの) ・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす ・特殊寝台 ・体位変換器 ・移動用リフト	×	○	○
・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台付属品 ・認知症老人徘徊感知機器	○	○	○
・床ずれ防止用具	○	○	○
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

### 適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。

- ・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。  
※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- ・事業者には下記①、②が義務付けられています。
  - ① 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
  - ② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

## トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

申請が必要です

### 特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の6種類です。



変更ポイント

- 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- 簡易浴槽
- 自動排せつ処理装置の交換部品
- 移動用リフトのつり具の部分
- 排せつ予測支援機器(令和4年4月から)

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円だった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

## より安全な生活が送れるように住宅を改修する

事前と事後に申請が必要です

### 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための住宅改修に対し、改修費用20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。(改修費用が20万円だった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です)。

●工事に前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか明石市高齢者総合支援室(介護保険担当)に相談しましょう。



### ◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

### 改修費用限度額 ／20万円(原則1回限り)

20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。

- ※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
- ※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りをとりましょう。

※改修費用のうち、自己負担分だけを事業所に支払い、後ほど、明石市から事業所へ残りの改修費用を支給する、「受領委任払い」もあります。



### 手続きの流れ

事前と事後に申請が必要です

【償還払い(後から払い戻される)の場合】

#### 相談

- ケアマネジャーや市区町村の窓口等に相談します。

#### 事前申請

- 工事を始める前に、市区町村の窓口に必要な書類を提出します。

#### 【申請書類の例】

- ・承認申請書
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・工事着工前の写真(日付入り)
- ・工事費の見積書(利用者宛のもの)等

- 市区町村から着工の許可が下りてから着工します。

#### 工事・支払い

- 改修費用を事業所にいったん全額支払います。

#### 事後申請

- 市区町村の窓口を支給申請のための書類を提出します。

#### 【申請書類の例】

- ・改修後の写真(日付入り)
- ・工事費の内訳書
- ・支給申請書
- ・領収書(利用者宛のもの)等

#### 払い戻し

- 工事が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7～9割が支給されます。

# 総合事業 自分らしい生活を続けるために

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者の介護予防と自立した事業で、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。

総合事業は、地域全体で高齢者を支え、高齢者の方も自らの持つ能力をできる限り活かして、要介護状態になることを予防するための事業です。



## 総合事業のポイント

- 要支援1・2の認定を受けた方は、**介護予防サービス**と**介護予防・生活支援サービス事業**を利用できます。（どちらかのみ利用もできます）

【予防専門訪問型サービス】

内 容	利用頻度	算定単位	金額
週1回程度 要支援1・2、事業対象者	月4回まで	1回につき	2,792円
	月5回以上	1月につき	12,253円
週2回程度 要支援1・2、事業対象者	月8回まで	1回につき	2,834円
	月9回以上	1月につき	24,476円
週2回を超える程度 要支援2、事業対象者	月12回まで	1回につき	2,990円
	月13回以上	1月につき	38,835円

【予防専門通所型サービス】

内 容	利用頻度	算定単位	金額
要支援1、事業対象者	月4回まで	1回あたり	3,943円
	月5回以上	1月あたり	17,171円
要支援2、事業対象者	月8回まで	1回あたり	4,056円
	月9回以上	1月あたり	35,205円

各種加算、減算などにより、実際の利用料は上記と異なる場合があります。

初回加算(200単位)、介護職員処遇改善加算(合計単位数の4.4～13.7%)、同一建物減算(算定数×90%)などにより、実際の利用料は上記と異なる場合があります。

## 総合事業を利用するには

まずは、地域総合支援センターまたは、市区町村の担当課、ケアマネジャーへご相談ください。心身の状態を確認したうえで、その方に合ったサービスや支援を受けることができます。



### 基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めばよいかわかります。

#### 基本チェックリスト（一部抜粋）

- 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
- 6カ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか
- 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- 週に1回以上は外出していますか
- 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか

「膝が痛く、外出がしづらくなった」「食欲がなくなってきた」などのちょっとした不調が、介護が必要な状態にまで悪化してしまふことがあります。いつまでも自分らしい生活を続けるためには、症状が重くなる前に介護予防などに取り組むことが大切です。



生活機能の低下が気になったら地域総合支援センターに相談しましょう。

## 介護予防・生活支援サービス事業

対象者 ①要支援1・2の方 ②事業対象者

### ■訪問型サービス

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパー等による調理や掃除、洗濯などの支援が受けられます。



### ■通所型サービス

通所介護施設で、入浴や排せつ、食事などの日常生活上の支援を日帰りで受けることができます。また運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上といったサービスも受けることができます。



### ■再見！生活プログラム（短期集中予防型通所型サービス）

掃除や洗濯、買い物などの生活に必要な活動ができることを目指してリハビリテーション専門職が作成した運動等のプログラムが受けられます。



## 一般介護予防事業

高齢者のみなさんがいつまでも住みなれた地域でいきいきと生活していくことを目指して、介護予防の取り組みを実施しています。詳しくは地域共生社会室（地域総合支援担当）までおたずねください。

### ■自主グループ活動支援

地域で活動するグループに対し、リハビリテーション等の専門職を派遣し、そのグループに合った運動の指導と、継続して運動ができるように支援を行います。



### ■介護予防出前講座

認知症予防、体操、口の健康、食生活についてなど、介護予防に役立つ出前講座を行います。

### ■体操 DVD、介護予防に関するパンフレット等の配布

誰でも気軽に楽しく体操ができるDVDの配布や介護予防に役立つパンフレットの配布などを行います。

その他の地域支援事業

● 高齢者の権利を守ります

総合事業のほかに地域支援事業として、高齢者の権利を擁護するための支援も行っています。

次のようなお悩みは、地域総合支援センターにご相談ください。

預貯金通帳や財産の管理が自分では不安になってきた

悪質な商法によって高額な買い物をさせられた

介護サービス事業者の対応に不満を訴えても改善されない

など



地域総合支援センターのご案内

● 高齢者の総合相談窓口です

地域総合支援センターは、高齢者のみなさんの身近な相談窓口です。地域で暮らすみなさんがいつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から総合的に支援します。

介護予防、総合事業に関すること、相談や困りごとがあれば、地域総合支援センターへお問い合わせください。



地域総合支援センターはこのような支援や相談を行っています

■ 介護予防を応援します！

要支援1・2および事業対象者の方の介護予防ケアプランなどを作成して、効果を評価します。



■ さまざまな問題に対応します！

高齢者に関するさまざまな相談を受け、必要なサービスにつなぎます。



■ 高齢者の権利を守ります！

高齢者虐待の防止、悪質な訪問販売による被害の防止などの権利擁護を行います。



■ 充実したサービスを提供するために支援します！

ケアマネジャーへの指導・助言や医療機関など、関係機関との調整を行います。



積極的にご利用ください



地域総合支援センターのスタッフ

地域総合支援センターのスタッフは、主任ケアマネジャー、保健師 (または経験のある看護師)、社会福祉士を中心に構成されています。

自己負担限度額と負担の軽減

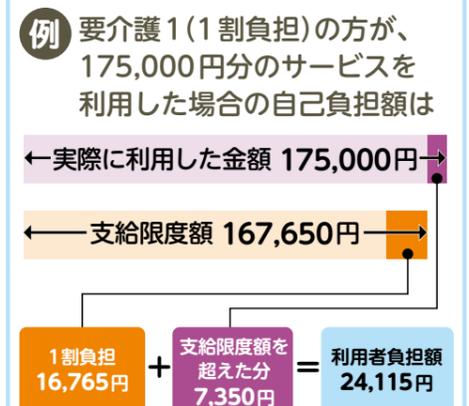
介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

● 介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険サービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限 (支給限度額) が設けられています (下表)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■ 介護保険サービスの支給限度額 (1カ月) のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
要支援 1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護 1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護 2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護 3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護 4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護 5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円



○上記金額は、標準地域の金額です。実際の支給限度額は、住んでいる地域や利用したサービスにより異なります。

■ 支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具購入
- 居宅介護住宅改修
- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護 (外部サービス利用型、短期利用を除く)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護 (短期利用を除く)
- 認知症対応型共同生活介護 (短期利用を除く)
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※介護予防サービスについても同様です。

事業者を選ぶために...

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム (<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、利用する施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。



## 費用の支払い

### ● 施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1～3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

$$\text{施設サービス費の1～3割} + \text{居住費(滞在費)} + \text{食費} + \text{日常生活費(理美容代など)} = \text{自己負担}$$

★**居住費・食費について** 居住費・食費は、施設と利用者との契約により決められますが、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

施設の種類	居住費				食費	
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	令和3年7月まで	令和3年8月から
介護老人福祉施設	1,171円	855円	2,006円	1,668円	1,392円	1,445円
介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院	1,668円	377円	2,006円	1,668円		

### ● 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。※給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。

■**対象となるサービスは…**

- 介護老人福祉施設サービス
- 介護老人保健施設サービス
- 介護療養型医療施設サービス
- 介護医療院サービス
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 地域密着型介護老人福祉施設サービス

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり) 令和3年7月まで

利用者負担段階	所得の状況*	預貯金等の資産の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円(320円)	0円	820円	490円	300円
2	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者の方 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方		490円(420円)	370円	820円	490円	390円
3	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超の方		1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	650円

変更ポイント

対象者の要件、食費の限度額を変更。(令和3年8月から)

令和3年8月から

利用者負担段階	所得の状況*	預貯金等の資産の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円(320円)	0円	820円	490円	300円
2	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者の方 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方		490円(420円)	370円	820円	490円	390円 [600円]
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方		1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 [1,000円]
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 [1,300円]

( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

[ ]内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。

#### 市区町村住民税課税層の方に対する特例減額措置があります

高齢夫婦世帯等で、一方の方が施設に入所し居住費・食費を全額負担した結果、もう一方の配偶者が生計困難になる場合、一定の要件を満たせば、居住費・食費の軽減が受けられます。

### ● 自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 対象となる方には、申請書を送付します。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

自己負担の限度額(月額)

令和3年7月まで

区分	限度額
現役並み所得相当の方(年収約383万円以上)	44,400円(世帯)
住民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

令和3年8月から

区分	限度額
年収約1,160万円以上の方	140,100円(世帯)
年収約770万円以上1,160万円未満の方	93,000円(世帯)
年収約383万円以上770万円未満の方	44,400円(世帯)
上記以外の住民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

変更ポイント

「現役並み所得相当」である方の区分を細分化し、新たな限度額を設定。(令和3年8月から)

### ● 介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 対象となる方には、申請書を送付します。(ただし、転入・転出された場合等で、届かないこともあります。)
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の方

区分	限度額
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円
一般(住民税課税世帯の方)	56万円
低所得者(住民税非課税世帯の方)	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方)	19万円